

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第15号	町・字名の取扱い
----------	----------

調整内容	<p>(調整案)</p> <p>2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>(理由)</p> <p>2市町の町又は字の名称及び区域を従前のとおりとする理由としては、宗像市と玄海町の中に同一名称の町又は字が存在しないことと、合併後すぐに区域の変更を必要とする理由がないことによる。</p> <p>大字を削除する理由としては、削除しても現代における生活に何ら支障がなく、むしろ各種の申請書類の作成等が簡便になる。</p> <p>また、宗像市には大字を冠した大字名とそうでない大字名があり、合併を契機に統一した方が望ましいと思われる。</p> <p>なお、「大字」を削除した場合、住民は各種変更手続等が必要になる場合がある。(別紙)</p>
------	---

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容
<p>宗像市の町名・大字名一覧(50音順)</p> <p>【あ】青葉台一丁目～二丁目、大字赤間、朝野、大字朝町、アスティー丁目～二丁目、大字池浦、大字石丸、泉ヶ丘一丁目～二丁目、大字稲元、<b>桜美台</b>、大字王丸、大字大井、大字大井台、大谷、大字大穂、大字大穂町</p> <p>【か】大字河東、大字久原、広陵台一丁目～五丁目</p> <p>【さ】栄町、桜一丁目、大字三郎丸、大字自由ヶ丘、大字自由ヶ丘一丁目～十一丁目、大字自由ヶ丘西町、自由ヶ丘南一丁目～四丁目、城西ヶ丘一丁目～六丁目、樟陽台一丁目～二丁目、大字須恵</p> <p>【た】大字田久、大字田熊、大字武丸、大字土穴、天平台、大字東郷、大字徳重</p> <p>【な】大字名残、大字野坂</p> <p>【は】大字葉山一丁目～二丁目、大字原町、ひかりヶ丘一丁目～七丁目、日の里一丁目～九丁目、大字平等寺、大字富地原</p> <p>【ま】大字曲、大字光岡、緑町、大字村山田、大字用山</p> <p>【や】大字山田、大字吉留</p> <p>【ら】大字陵厳寺、</p> <p>【わ】<b>和歌美台</b></p> <p>住所は慣用により土地の地番を使い「○番地○」と表示する。</p> <p><b>ゴシック体</b>の町名は「住居表示に関する法律」(昭和37年法律第119号)に基づいて、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号により「番号」により住所を表示する町名である。</p>	<p>玄海町の町名・大字一覧表(50音順)</p> <p>【あ】大字池田、大字江口</p> <p>【か】大字鐘崎、<b>公園通り一丁目～三丁目</b>、大字上八、大字神湊</p> <p>【さ】大字地島</p> <p>【た】大字田島、大字田野、大字多礼</p> <p>【は】大字深田</p> <p>【ま】大字牟田尻</p> <p>【や】大字吉田</p> <p>住所は慣用により土地の地番を使い「番地の」と表示する。</p> <p><b>ゴシック体</b>の町名は「住居表示に関する法律」(昭和37年法律第119号)に基づいて、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号により「番号」により住所を表示する町名である。</p>	<p>町又は字の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>町又は字の名称については、「大字」を削除する。</p> <p>字名の「大字」の2文字をすべて取るということで、例えば、「大字東郷」や「大字神湊」を「東郷」や「神湊」へ変更するということ。</p> <p>手続としては、地方自治法第260条の規定により、合併前に宗像市議会、玄海町議会の議決を行うものとする。</p> <p>実施後は、戸籍法や住民基本台帳法により、他市町村への通知を行う。</p>